

学 則

- 1 研修の目的
 < 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・重度訪問介護授業者養成研修追加課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程 >
 障がい者の社会生活をサポートする者としての養成をはかり、障がい者の自立と社会参加の一助とする。
- 2 研修の名称
 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・重度訪問介護授業者養成研修追加課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程
- 3 研修の要旨

研 修 課 程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	札幌市	昼間～夜間	2月	1日間 (実習は別日になる場合有)	30	11,500	看護師・介護福祉士・ホームヘルパー2・1級課程 修了者
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	札幌市	昼間～夜間	2月	1日間 (実習は別日になる場合有)	30	11,500	看護師・介護福祉士・ホームヘルパー2・1級課程 修了者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	昼間～夜間	2月	3日間	30	25,000	一般
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	通信①	2月	2週間	30	24,000	一般
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	通信②	2月	2週間	30	20,000	一般

※1 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程(昼間～夜間)・(通信①)はともに研修の免除があり、該当者は研修期間2日間、受講料は21,000円とする。研修の免除は別紙2のとおりとする。

※2 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程(通信②)は研修の免除があり、該当者は研修期間2日間、受講料は18,000円とする。研修の免除は別紙2のとおりとする。

- 4 受講手続
- (1) 募集時期
 開講日の3ヶ月前から募集し、7日前に締め切る。
- (2) 受講料納入方法
 申込後、指定の期日までに金融機関に振り込むこと。
 なお、研修開始までに受講料が振り込まれないときは、受講を断る場合がある。
- (3) 受講料返還方法
 受講前については、当所の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。
 研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。
- (4) 本人確認
 受講申込時または初回の講義時に行う。
 方法については、運転免許証、健康保険証等の公的証明書により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。
- 5 研修内容及び時間数
 別紙1の通りとする。
- 6 研修の免除
 免除科目は、別紙2の通りとする。
- 7 主要テキスト
 ガイドヘルパー研修テキスト(全身性障害編) 中央法規出版
 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程 重度訪問介護のしおり

8 修了認定

＜重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・重度訪問介護授業者養成研修追加課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程（昼間～夜間・通信①・通信②）＞

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

面接授業は、担当講師が科目ごとに評価をする。必要に応じて補講等を行う。

通信課題は、60点以上（100点満点）を合格とする。不合格の場合は、修業年限内の再提出を要する。

(3) 修了の認定方法

面接授業のすべてに出席し、各科目の担当講師の評価により修了認定できる者に認定を行う。

通信課程の場合は、上記のほかに通信課題を添削し、60%以上の正解がある者を修了認定する。

(4) 修了証明書

修了が認定された者に別紙3の修了証明書を交付する。

(5) 欠席した場合の取扱い

原則、遅刻・早退・欠席等が発生した場合、講習修了の認定は行わない。

但し、やむを得ない事情と判断した場合は、受講生と当学園との協議のうえ、次回以降開講の講習会（受講生が最初に参加した講習会の初日から1年以内に修了できる場合に限る）で補講、もしくは講義科目であれば、通信課題の提出により授業の不足分をすべて満たした時点で修了したものと判断する。

なお、通学での受講者がやむを得ない事情により欠席した際に、通信のコースで授業の不足分を受講する際は受講料の差額分を返金しない。

9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとする時は、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当所の定める諸規定を守らず、または受講者の本分にもとる次の行為があった時には、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

イ 学力劣悪で修了の見込みがないと認められるとき

ウ 正当な理由がなくして出席が常でないもの

エ 研修の秩序を乱しているもの

10 その他

この学則は平成30年3月1日から施行する。

◎全身性障害者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム(計16時間)

教科名	昼間～ 夜間	通信①	通信②	目的	内容
	時間数	面接 指導 時間	面接 指導 時間		
I 講義 12時間					
●障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義					
障害者総合支援制度とサービス	2	2	に通信 による 課題	障害者総合支援制度のサービスの種類、内容、役割を理解する	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)福祉の背景と動向 障害者総合支援制度とサービスの種類、内容とその役割
移動介護の制度と業務	1	1	に通信 による 課題	移動介護の制度と業務を理解する	<ul style="list-style-type: none"> 移動介護の制度 移動介護従業者の業務
●身体障がい者居宅介護等に関する講義					
居宅介護概論	2	通信 課題 による	通信 課題 による	居宅介護の役割と業務を理解する	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護の社会的役割 居宅介護の制度と現状 居宅介護業務の基本 関連機関との連携
居宅介護従業者の職業倫理	1	1	1	居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する	<ul style="list-style-type: none"> 福祉業務従事者としての倫理 居宅介護においてとるべき基本的態度
●全身性障がい者の疾病、障害等に関する講義					
重度肢体不自由者(児)における障がいの理解	1	1	1	業務において直面する頻度の高い障害、疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由の原因疾患(脳性まひ、脳血管障がい、頸髄損傷など)及び症状の理解 肢体不自由者(児)の社会参加 移動介助の際の留意点
介助に係わる車いす及び装具等の理解	1	1	1	移動介助に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 車いすの構造と機能 電動車いすの構造と機能 重度肢体不自由者用の車いすの構造と機能 装具や自助具等の機能
●基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義					
姿勢保持について	1	1	1	良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を修得する	<ul style="list-style-type: none"> 良好な姿勢の必要性 良好な姿勢保持の方法 姿勢保持の留意点
コミュニケーションについて	1	1	1	言語障がいについての理解を深め、言語障害のある人への接し方を習得する	<ul style="list-style-type: none"> 言語障がいの種類と特徴 言語障がいのある人への接し方
事故防止に関する心がけと対策	1	1	1	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止のための移動の留意点 事故時の対応 安全な食事介助 介助者自身のからだの保護
障がい者(児)の心理	1	通信 課題 による	通信 課題 による	障がい者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の心理と人間関係 肢体不自由者の心理的特徴

II 演習 4時間

●車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習					
抱きかかえ方及び 移乗の方法	1	1	1	車いすへの移乗に際しての 抱きかかえ方や移乗の方法 を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介助者で行う場合
車いすの移動介助	2	2	2	車いすでの移動を介助する 場合の車いすの取り扱い方 や平地、階段での移動方法 などを習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの取扱い方 ・車いす移動介助における注意（雨の日） ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点
生活行為の介助	1	1	1	外出時に排泄、食事、衣服 の着脱を行う際に安全な介 助方法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介助方法 ・衣服着脱の介助方法 ・排泄の介助方法

◎重度訪問介護従業者養成研修基礎研修カリキュラム(計7時間)

教科名	時間数	目的	内容
I 演習 3.5時間			
●基礎的な介護に関する演習(2.5時間)			
基本介護技術	2.5	基本的な介護技術と介護の際に留意する事項について理解する	・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解
●外出時の介護技術に関する演習(1時間)			
外出介護技術	1	外出時の付き添い方法及び介護の際に留意する事項についての理解する	・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・外出介護技術は、2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えている。
II 実習 3.5時間			
●重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術と外出時の介護技術に関する実習(3.5時間)			
重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	2.5	コミュニケーションの方法等について理解する	・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解 ・基礎介護技術を含め、5時間のうち2.5時間を超えない範囲で基礎的な介護技術についての演習に代えている。
外出介護技術	1	外出時の付き添い方法及び介護の際に留意する事項についての理解する	・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・外出介護技術は、2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えている。

◎重度訪問介護従業者養成研修追加課程カリキュラム(計6時間)

教科名	時間数	目的	内容
I 講義 3時間			
●コミュニケーションの技術に関する講義(2時間)			
コミュニケーション技術	2	コミュニケーション技術について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについての理解 ・意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解
●緊急時の対応及び危険防止に関する講義(1時間)			
緊急時の対応等	1	緊急時の対応及び危険防止について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡 ・連携と介護職員の役割、安全な食事介護等の方法についての理解
II 実習 3時間			
●重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習(3時間)			
介護実習	3	重度の肢体不自由者の介護方法について理解する	指定重度訪問介護における実習 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の介護を体験する。 ・在宅等で生活する障がい程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場(1か所以上)で実習を行う

(別紙2)

研修の免除

当学園では、いずれの研修も、介護福祉士・ホームヘルパー2・1級課程・介護職員基礎研修課程・障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者が、下記の研修・課程を受講する場合は、以下の科目が免除されることとなっている。

研修・課程	免除科目
・重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	(1)障害者総合支援制度とサービス (2)居宅介護概論 (3)居宅介護従事者の職業倫理
・重度訪問介護従業者養成研修追加課程	(1)医学の基礎知識 (2)在宅介護の基礎知識
・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	(1)障害者総合支援制度とサービス (2)居宅介護概論 (3)居宅介護従事者の職業倫理 (4)障がい者(児)の心理